

日本国はじまりの地

KASHIHARA

橿原市

企業立地GUIDEBOOK

橿原市企業立地ガイドブック



日本国
はじまりの地
橿原



橿原市で立地する3つのメリット

01 BCP (事業継続計画) に優れた立地
～少ない自然災害～

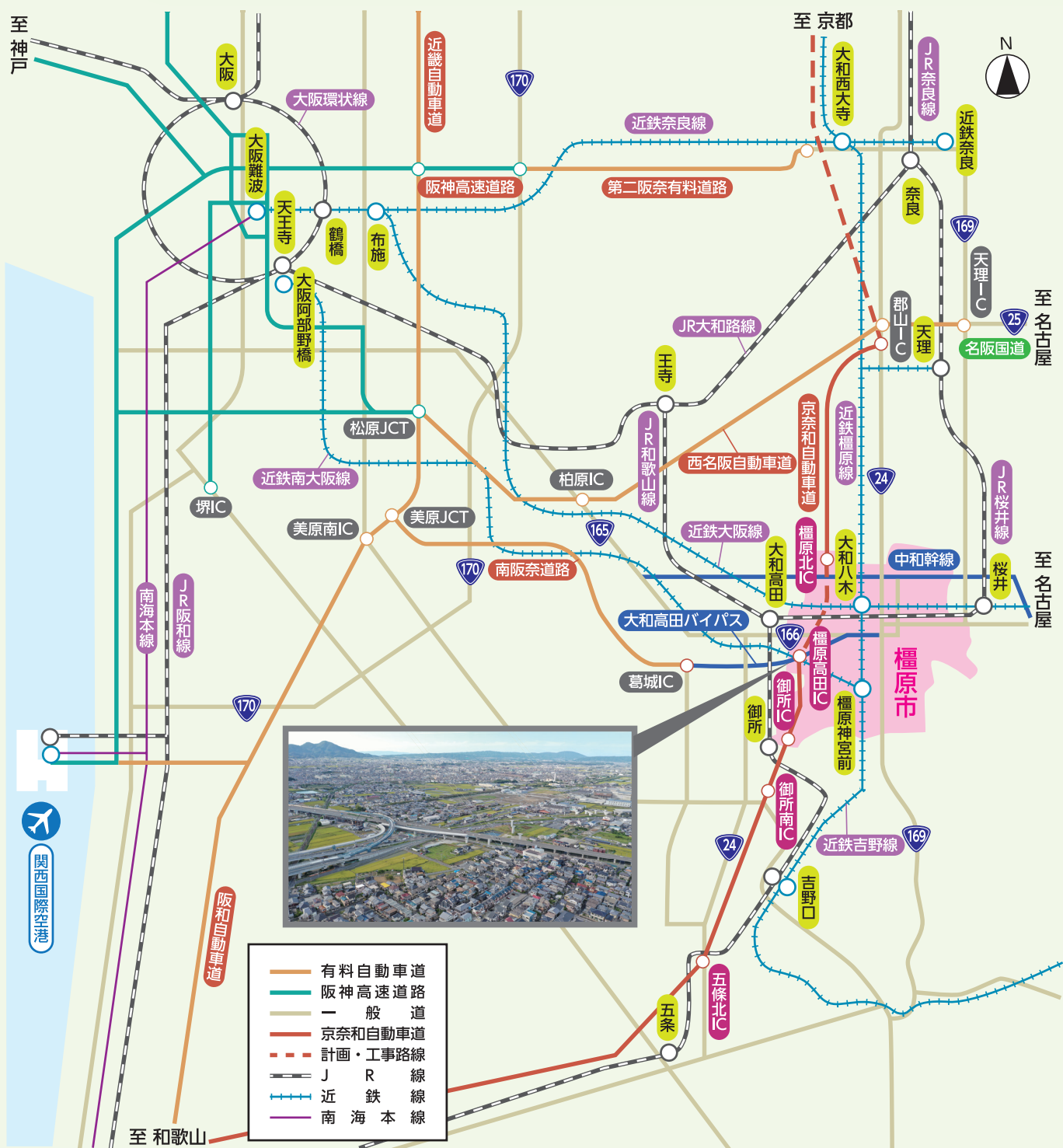
02 住みやすさ
～豊富な生活利便施設～

03 交通利便性
～市内を縦横に走る道路網・鉄道網～



③交通利便性

橿原市は交通アクセスの良さが自慢です。橿原市ではまちの中心で近鉄大阪線と橿原線が交差し、大阪や奈良、京都等の主要都市への電車アクセスが良好で、南阪奈道路や京奈和自動車道、西名阪自動車道を活用することで車での移動も便利です。また、関西国際空港や伊丹空港の他、大阪港や神戸港へのアクセスも良いため、商品の国内外への流通にも優れています。



自動車アクセス (※有料道路使用)

大阪都心へ	約50分
関西国際空港へ	約60分
京都へ	約90分
名古屋へ	約120分
和歌山へ	約60分

鉄道アクセス (※近鉄特急使用)

大阪駅へ	約50分
大阪難波駅へ	約30分
京都駅へ	約60分
名古屋駅へ	約110分

※近鉄は10駅、JRは3駅を擁しており、通勤にも便利

支援制度紹介

新たに進出する企業や既に立地している企業の再投資に対する援助策を充実させ、ビジネスの成長を全力で支援しています。

企業立地推進室 ☎0744-47-3545

区分	要件	支援内容
奨励金	<p>新設、増設、移転（指定地域内の既存事業所等）</p> <p>①指定地域内に対象事業所等の設置をすること</p> <p>②公害等の発生防止の措置をしていること</p> <p>③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること</p> <p>④市税の滞納がないこと</p> <p>⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと</p> <p>⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること</p>	<p>【事業所等設置奨励金】 ※県優遇制度と併用可 操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税相当分（家屋・償却資産分 100/100）を賦課された翌年度から3年間</p> <p>【雇用促進奨励金】 ※県優遇制度と併用可 操業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円（上限900万円）</p>

地域振興課 ☎0744-21-1117

区分	要件	支援内容
制度融資	<p>【特別小口融資・緊急融資】</p> <p>①個人：市内に住所を有していること 法人：市内に事業所を有していること</p> <p>②市税の滞納がないこと</p> <p>③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること</p> <p>【創業支援融資】</p> <p>①個人：市内に住所を有し事業を行う具体的計画を有していること 法人：市内において事業を行う具体的計画を有していること</p> <p>②市税の滞納がないこと</p> <p>③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること</p>	<p>信用保証料：全額市が負担 運転資金・設備資金（併用可） 融資の種類と限度額等</p> <p>【特別小口融資】 ※県優遇制度と併用可 1,000万円（5年以内）、利率 1.26%</p> <p>【緊急融資】 ※県優遇制度と併用可 200万円（3年以内）、利率 0.90%</p> <p>【創業支援融資】 ※県優遇制度と併用可 1,000万円（7年以内）、利率 1.00%</p> <p>※市内在住の方を1年以上正規雇用された場合、利子補給有</p>
補助金	<p>【橿原市起業等スタートアップ補助金】 次の要件を満たす中小企業者。</p> <p>①市内の空き店舗で起業又は事業拡大を予定し、当該店舗で開業後3年以上営業する</p> <p>②週4日以上、1日5時間以上営業を予定している</p> <p>③産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業である創業塾や創業セミナーなどを受講している</p> <p>④市町村税の滞納がない</p> <p>⑤暴力団等でない</p> <p>その他要件等の詳細は、下記リンク先をご確認ください。 https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/13451.html</p> 	<p>橿原市内の空き店舗で、起業又は新分野への事業拡大により補助対象事業を開始する場合に、改修費用などの経費の一部を補助します。</p> <p>【補助率】 2分の1 【補助額最大】 50万円 【補助対象経費】 改修工事費 広告宣伝費 備品購入費</p>
税制優遇	<p>【先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例（軽減）】 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、橿原市にて先端設備等導入計画（※1）の認定を受け、一定の要件を満たす対象設備（※2）を導入する者</p> <p>※1 先端設備等導入計画…3年間、4年間又は5年間の計画期間内において、設備導入により労働生産性を年平均3%以上向上させる計画のこと</p> <p>※2 対象設備の要件…投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された次の設備のこと。ただし事業の用に直接供され、中古資産でないこと</p> <p>①機械装置（取得価格160万円以上に限る） ②測定工具及び検査工具（取得価格30万円以上に限る） ③器具備品（取得価格30万円以上に限る） ④建物付属設備（取得価格60万円以上に限る）</p>	<p>下記のとおり、対象資産に係る償却資産の課税標準を軽減します。</p> <p>(1) 賃上げ表明をしない場合 …3年間、課税標準を2分の1に軽減</p> <p>(2) 賃上げ表明をして、令和6年3月末までに対象設備を取得した場合 …5年間、課税標準を3分の1に軽減</p> <p>(3) 賃上げ表明をして、令和7年3月末までに対象設備を取得した場合 …4年間、課税標準を3分の1に軽減</p>
その他支援	<p>【ハローワーク大和高田】 求人募集している事業者</p>	<p>ハローワークには、事業者向けに以下の支援制度があります。</p> <p>(1) 人材の紹介（求人申込み、応募者紹介） (2) 助成金・給付金に関する相談案内 (3) 就職面接会・会社説明会の開催</p> <p>その他にも、求人条件の提案など幅広い支援制度があります。 詳細については、ハローワーク大和高田まで。☎0745-52-5801</p>

お問い合わせ先

（情報提供メールご希望の方は
右記リンク先からご連絡下さい）

橿原市役所 都市デザイン部 企業立地推進室

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

☎ 0744-22-4001（代表）内線 163 ☎ 0744-47-3545（直通）

E-mail: kigyoricchi@city.kashihara.nara.jp

